



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

訓 令

- 文書管理規程の一部を改正する訓令（総務私学課） 1

訓 令

沖縄県訓令第22号

知 事 部 局

文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年11月 1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

文書管理規程の一部を改正する訓令

文書管理規程（昭和49年沖縄県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

文書は、能率的な事務又は事業の処理及び適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有するものを一の集合体にまとめて管理しなければならない。ただし、単独で管理することが適当と認められる文書（次項及び第7条第2項において「単独管理文書」という。）については、この限りでない。

第5条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 文書ファイル（前項の規定によりまとめられた一の集合体をいう。第7条第2項において同じ。）及び単独管理文書は、沖縄県文書編集保存規程（昭和49年沖縄県訓令第38号。以下「文書保存規程」という。）に定める文書分類表及び共通文書分類表に従い分類し、及び整理した上で、キャビネットその他これに類するもの（以下この項において「キャビネット等」という。）に収納しなければならない。ただし、キャビネット等に収納することが不適当なものについては、この限りでない。

第7条に次の1項を加える。

- 2 総務私学課長は、文書の適切な管理に資するため、文書ファイル及び単独管理文書ごとに、文書ファイル等管理簿（その名称、分類、保存期間その他必要な事項を記載した帳簿をいう。）を調製し、これをインターネットの利用その他の方法により一般の利用に供するものとする。

別表第1中

	辺野古新基地建設問題対策課	知辺
--	---------------	----

を

	辺野古新基地建設問題対策課	知辺
	県 民 投 票 推 進 課	知県

に改める。

附 則

この訓令は、平成30年11月 1日から施行する。ただし、第7条に1項を加える改正規定は、同年12月 1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階</p>
---	--